

○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律(令和6年
法律第51号)附則(抄)

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後2年を目途として、細胞の分泌物、人の精子と未受精の卵細胞との受精により生ずる胚に加工を施したものその他の物を用いる先端的な医療技術に係る研究開発、当該医療技術を用いた医療の提供及び諸外国における当該医療技術に係る規制の状況等を勘案し、当該医療技術に対する第1条の規定による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律(以下「新再生医療等安全性確保法」という。)その他の法律の適用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)